



結婚

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	・住所変更 (転入・転出・転居)	▲ 転入・転出・転居のチェックシートも確認してください		1階 3 戸籍住民課	
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	・世帯合併、または世帯変更				
	姓が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	・氏名変更 ・カードの券面更新 ・署名用電子証明書の再発行	・マイナンバーカード * 暗証番号を入力していただきます			
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	▲ 自動的に登録廃止になります ▲ 再登録する場合は、窓口でご相談ください。				
	お子さんの戸籍についての相談	・入籍届、養子縁組届等	▲ 受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓とう、資格確認書※の記載に変更がある方	・新しい資格確認書※の交付	・変更前の資格確認書※		1階 4 保険年金課	
	→ 姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	・各種認定証の変更	・変更前の限度額適用認定証 ・変更前の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・変更前の特定疾病療養受療証等			
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	・国民健康保険の脱退	・勤務先の資格確認書※又は資格取得証明書 ・資格確認書※			
	最近退職した方					
	→ 配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	▲ 退職日の翌日から扶養に入る方は、伊勢原市役所での手続きはありません				
→ 国民健康保険・国民年金に加入する方	・国民健康保険の加入 ・新しい資格確認書※の交付 ・国民年金1号の加入 ▲ 資格喪失日より14日以内	・勤務先の健康保険の資格喪失証明書 お持ちの方 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書				
姓が変わる方で、75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・新しい資格確認書※の交付					
子ども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～18歳の年度末まで) ▲ 現受給者の所得より配偶者の所得が高い場合	・児童手当の受給者変更 ▲ 新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください ▲ 養子縁組をしない場合は手続き不要	・請求者名義の口座のわかる書類(通帳またはキャッシュカード) ▲ 必要なものがそろっていない場合も 窓口へお立ち寄りください		分庁舎(子どもみらいプラザ) 1階 1 子どもみらい課	
	児童手当を受給していて、受給者が変わらない方 (0歳～18歳の年度末まで) ▲ 現受給者の所得が配偶者の所得より高い場合	・保護者の追加 ▲ 養子縁組をしない場合は手続き不要	配偶者と別世帯であるとき ・配偶者の委任状 配偶者が市外に住民票があるとき ・配偶者のマイナンバーの確認できる書類			
	子ども医療証をお持ちの方(0歳～18歳の年度末まで)	・保護者の追加 ▲ 配偶者と別世帯かつ養子縁組していない場合は手続き不要	配偶者と別世帯であるとき ・配偶者の委任状 配偶者が市外に住民票があるとき ・配偶者のマイナンバーの確認できる書類			
	保育所・認定子ども園・幼稚園・小規模保育施設・児童コミュニティクラブに入所しているお子さんがいる方	・住所・氏名の変更等	▲ 受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当していた方	・児童扶養手当の資格喪失 ・ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届および子ども医療費助成の申請	・児童扶養手当証書 ▲ 受付窓口でご相談ください			
	小学生・中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方	・就学援助の再申請 ▲ 世帯構成が変わると再申請が必要です	▲ 学校から申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください			
	小学生・中学生のお子さんが出て、伊勢原市立の小・中学校に通っている方	・保護者の確認	▲ 受付窓口でご相談ください			
	特別児童扶養手当を受給している方	・特別児童扶養手当の受給者の変更等	▲ 受付窓口でご相談ください			
	心身障がい者医療証をお持ちの方	・心身障がい者医療証の変更	・心身障がい者医療証 ・健康保険の資格情報がわかるもの			
	1階 6 障がい福祉課					

※資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
介護保険 姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定(要支援)を受けている方)	・介護保険証の氏名変更 (介護保険証は後日郵送)	・介護保険証		1階[5]長寿介護課	
障がい 姓が変わる方で障害者手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	・各種手帳等の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等		1階[6]障がい福祉課	
心身障がい者医療証をお持ちの方	・心身障がい者医療証の変更	・心身障がい者医療証 ・健康保険の資格情報がわかるもの			
税・料金 上下水道の使用者名義が変わる方	・使用名義変更	💡インターネットで手続きできます		神奈川県 水道部経営課 0570-005959	
税・料金の口座を変更する方	・口座振替の変更及び廃止	💡口座を登録した金融機関窓口にて口座振替依頼書を提出してください。		1階[11]収納課	

伊勢原市役所

〒259-1188
伊勢原市田中348番地

市役所代表電話
0463-94-4711



お電話を担当へ
おつなぎします

窓口受付時間 午前 9時00分 ~ 午後 4時30分

第2・4土曜日 午前9時00分~正午(戸籍住民課・保険年金課(国保係・年金係)・収納課・こどもみらい課のみ開庁)

伊勢原駅の駅窓口センターでは、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明および税証明等の各種証明書を発行しています。

火・木曜日、年末年始を除き、土・日曜日、祝日もご利用でき、平日も午後8時まで開所しています。 ※税証明は平日 午前9時30分~午後5時まで

マイナンバーカードをお持ちの方は全国のコンビニで各種証明書を取得できます。

伊勢原市ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

手続きチェックシート 結婚

ご結婚おめでとうございます

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。(いずれも有効期限内のものに限ります。)

官公署が発行した顔写真付きのもの

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

婚姻届

《 届出に必要なもの 》

- ・全国共通の届出用紙
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人(成年二人)の署名

関連する手続きは 内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
- ② 手続きの対象となる方との関係や委任状等により手続きができるかどうか、確認をいたします。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。